

旋回式推進装置に作用する氷衝撃荷重の計算式に関する事項

改正規則等

鋼船規則 I 編

鋼船規則検査要領 I 編

改正理由

本会は、北バルト海のような冬季に結氷する水域での航行に耐える船舶（耐氷船）として Finnish-Swedish Ice Class Rules（以下、「FSICR」という。）に規定される耐氷船階級を取得する船舶に対する要件を、鋼船規則 I 編 8 章に規定している。

また、最新の 2017 FSICR の内容についても、本会規則に反映済みであるが、旋回式推進装置に作用する氷衝撃荷重を算出するための計算式に用いられる一部のパラメータについては、定義されていなかった。

このため、FSICR を所掌する Finnish Transport and Communications Agency への問合せ結果に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 旋回式推進装置に作用する氷衝撃荷重を算出するための計算式における、パラメータ「A」の定義を追記した。
- (2) パラメータ「A」の具体的な算出方法を例示した。

改正条項

鋼船規則 I 編 8.6.5

鋼船規則検査要領 I 編 I8.6.5